**精神保健判定医の基準**

１．下記に該当する者のうち、本人の同意を得た者について名簿に記載する。

２．次の①、②**いずれにも**該当していること

　①　令和４年３月３１日時点で、精神保健指定医として、５年以上指定されていること。

②次のイ、ロ、ハ**いずれかに**該当すること

　　イ）令和２年４月１日から令和４年３月３１日までの間に措置診療実績があり、かつ、令和１年１１月１日から令和４年１０月３１日までの間に判定医等研修を受講した者

　　ロ）令和２年１月１日から令和３年１２月３１日までの間に審判員として審判業務を行った者

　　ハ）令和２年１月１日から令和３年１２月３１日までの間に鑑定医として鑑定業務を行った者

３．上記のほか、当該者と同等以上の学識経験を有する者

※参考条文添付【参考条文】

**○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令**

**(平成十六年十月十四日　政令第三百十号)**

(精神保健判定医名簿への記載)

第二条　厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、**本人の同意を得たもの**について、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を法第六条第二項の名簿（以下「精神保健判定医名簿」という。）に記載するものとする。

一　法第六条第二項の規定に基づき精神保健判定医名簿を送付する際現に精神保健及び精神害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）　第十八条第一項の規定による指定を受けている者であって、当該精神保健判定医名簿を送付する年度の前年度の末日において、厚生労働省令で定める期間以上の期間当該指定を受けていたもの

二　次のいずれかに該当する者

イ　精神保健福祉法第二十七条第一項若しくは第二項、第二十九条の二第一項又は第二十九条の四第二項の規定による診察に従事した経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者であって、厚生労働省令で定める研修（当該精神保健判定医名簿を送付する年の十一月一日前三年以内に行われたものに限る。）の課程を修了したもの

ロ　精神保健審判員として、法第四十二条第一項、第五十一条第一項、第五十六条第一項又は第六十一条第一項の裁判をした経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者

ハ　法第三十七条第一項、第五十二条、第五十七条又は第六十二条第一項に規定する鑑定を行った経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者

２　厚生労働大臣は、前項各号のいずれにも該当する者のほか、当該者と同等以上の学識経験を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で定める事項を、本人の同意を得て、神保健判定医名簿に記載することができる。

(精神保健判定医名簿及び精神保健参与員候補者名簿の送付)

第四条　厚生労働大臣は、毎年十一月一日までに、法第六条第二項の規定に基づく精神保健判定医名簿の送付及び法第十五条第二項の規定に基づく精神保健参与員候補者名簿の送付をしなければならない。

**○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第六条第二項の名簿及び同法第十五条第二項の名簿に関する省令**

(平成十六年十月十四日　厚生労働省令第百五十号)

(令第二条第一項の期間及び程度)

第二条　令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定める期間は、**五年**（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）第十条の二第二項の規定により精神保健指定医の職務を停止されていた期間を除く。）とする。

２　令第二条第一項第二号イの厚生労働省令で定める程度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項の規定に基づき**精神保健判定医名簿を送付する年の四月一日前二年以内において、精神保健福祉法第二十七条第一項若しくは第二項、第二十九条の二第一項又は第二十九条の四第二項の規定による診察に従事した経験を有することとする**。

３　令第二条第一項第二号ロの厚生労働省令で定める程度は、法第六条第二項の規定に基づき**精神保健判定医名簿を送付する年の一月一日前二年以内において、精神保健審判員として、法第四十二条第一項、第五十一条第一項、第五十六条第一項又は第六十一条第一項の裁判をした経験を有することとする**。

４　令第二条第一項第二号ハの厚生労働省令で定める程度は、法第六条第二項の規定に基づき精神保健判定医名簿を送付する年の一月一日前二年以内において、**法第三十七条第一項、第五二条、第五十七条又は第六十二条第一項に規定する鑑定を行った経験を有することとする**。

**精神保健参与員候補者の基準**

１．下記に該当する者のうち、本人の同意を得た者について名簿に記載する。

２．次の①、②**いずれにも**該当していること

　①名簿を送付する際に、現に精神保健福祉士の資格を有しており、令和４年３月３１日時点で相談援助の業務に従事している期間が５年以上であること。

②次のイ、ロ**いずれかに**該当すること

　　イ）令和４年３月３１日時点において、精神保健福祉士法による相談援助業務に５年以上従事しており、かつ、令和１年１１月１日から令和４年１０月３１日までの間に判定医等研修を受講した者

　　ロ）令和２年１月１日から令和３年１２月３１日までの間に参与員として審判業務に関与した者

３．上記のほか、当該者と同等以上の専門的知識及び技術を有する者

※参考条文添付【参考条文】

**○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令**

**(平成十六年十月十四日　政令第三百十号)**

(精神保健参与員候補者名簿への記載)

第三条　厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を法第十五条第二項の名簿（以下「精神保健参与員候補者名簿」という。）に記載するものとする。

　一　法第十五条第二項の規定に基づき精神保健参与員候補者名簿を送付する際現に精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)第二十八条の規定による**登録を受けている者**

　二　次のいずれかに該当する者

　　イ　当該精神保健参与員候補者名簿を送付する年度の前年度の末日において、精神保健福祉士法第二十八条の規定による登録を受けて同法第二条に規定する相談援助の業務に従事している期間が厚生労働省令で定める期間以上である者であって、厚生労働省令で定める研修（当該精神保健参与員候補者名簿を送付する年の十一月一日前三年以内に行われたものに限る。）の課程を修了したもの

　　ロ　精神保健参与員として、法第三十六条（法第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。）の規定により審判に関与した経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者

２　厚生労働大臣は、前項各号のいずれにも該当する者のほか、当該者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で定める事項を、本人の同意を得て、精神保健参与員候補者名簿に記載することができる

**○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第六条第二項の名簿及び同法第十五条第二項の名簿に関する省令**

(平成十六年十月十四日　厚生労働省令第百五十号)

(令第三条第一項の期間及び程度)

第五条　令第三条第一項第二号イの厚生労働省令で定める期間は、**五年**（精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第三十二条第二項の規定により精神保健福祉士の名称の使用を停止されていた期間を除く。）とする。

２　令第三条第一項第二号ロの厚生労働省令で定める程度は、法第十五条第二項の規定に基づき**精神保健参与員候補者名簿を送付する年の一月一日前二年以内において、精神保健参与員として、法第三十六条(法第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。)　の規定により審判に関与した経験を有することとする**。